

○経済産業省令第三十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

経済産業大臣 茂木 敏充

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「自家用電気工作物であつて、出力千キロワット未満の発電所のみに係る前項の表一、二、三若しくは六の事業場、七千ボルト以下で受電する需要設備のみに係る同表三若しくは六の事業場又は電圧六百ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみに係る同表六の」を「次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める」に、「発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場」を「自家用電気工作物」に、「を次条」を「が次条」に、「している」を「されている」に、「同表三又は六」を「前項の表第三号又は第六号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場
- 二 出力千キロワット未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 三 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 四 電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場

附 則

この省令は、公布の日から施行する。